

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、後期高齢者医療制度に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</p> <p>③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。</p> <p>⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</p> <p>⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。</p> <p>⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p>
③システムの名称	<p>1 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という)</p> <p>※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p> <p>2 後期高齢者医療システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部国民健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所市民部市民総務室 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：050-1807-2183
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対して、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む)は、データを暗号化による保護を行うとともに、これらの対策を確実に実施し、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報が記載された書類等を送付する場合は、封入する書類の中身や封筒の宛先に誤りがないか複数人で確認している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	【委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他社への提供は認めていない。 ・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 ・必要に応じて、吹田市職員が現地調査を実施する。 ・業務システムへのログインは操作員の生体認証を行い、セキュリティ対策を強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。 ・ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・共有ユーザID/パスワードの利用は業務システム作業のみに限定し、デバイス等への保存権限を有しない。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・個人スマートフォンの利用について、執務室内での使用は禁止されており鍵付きの個人ロッカーにて保管し、緊急連絡については、委託事業者専用のスマートフォンを利用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月22日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 福祉保健部国民健康保険室	①部署 健康医療部国民健康保険室	事後	
平成28年11月22日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市役所市民生活部市民相談室情報公開課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	請求先 吹田市役所市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	
平成28年11月22日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	連絡先 吹田市役所福祉保健部国民健康保険室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1240	連絡先 吹田市役所健康医療部国民健康保険室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1240	事後	
平成28年11月22日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年6月19日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月22日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年6月19日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年8月28日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年8月28日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年8月28日	5.評価実施機関における担当部署	② 所属長 室長 堀 保之	② 所属長 室長 森田 明子	事後	
平成30年8月17日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月17日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成31年2月18日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	<新規>	室長	事後	
平成31年2月18日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年2月18日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年2月18日	IVリスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和2年1月31日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和2年1月1日	事後	
令和2年1月31日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和2年1月1日	事後	
令和2年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施	① 実施する ② 番号法第19条第1項別表第1の59の項	① 実施しない ②(空欄)	事後	
令和2年1月31日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(接続する内容の記載)	「接続しない」	事後	
令和2年1月31日	8. 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和2年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 2 後期高齢者医療システム 3 中間サーバー 4 団体内統合宛名システム	1 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 2 後期高齢者医療システム	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報	健康医療部国民健康保険室	健康医療部国民健康保険課	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長	課長	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報	吹田市役所健康医療部国民健康保険室 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	事後	
令和7年1月31日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の59の項	番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	
令和7年1月31日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 050-1807-2183	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	評価書のとおり	事後	